発行所
福岡県田川郡方城町
印刷所
文化印刷有限会社

御挨拶

地域住民の代弁者として！

〝町振興にご協力のほどを〟

方城町議会議長　山本石男

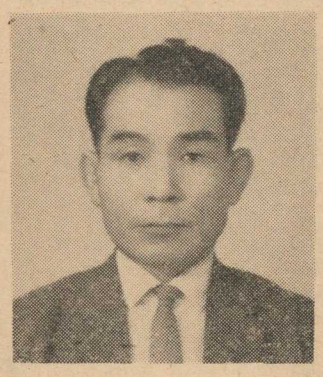

方城町民の皆さん、明けましてお目出度うございます。

皆様方も御元気で新年を迎えた事と存じます、心から御慶び申し上げます。旧年中は、町民の皆様方には度重なる選挙に気苦労の多い年であった事と存じます

年改たまると、身も心も一新し、新しい希望に満ちた気持で、今年こそはとそれぞれの職務に専念なされる事と、御推察申し上げます。昨年の四月改選には皆様方の絶大なる御協力により、議会人として末席を汚す栄を得ました。更に五月十六日の初議会に於て、先輩各位の御推挙により、不肖私が議会議長の重責を仰せつかることになりましたもとより若輩且ら計画的、総合的な行政を通じて方城町再建に全能力を発揮したい所存であります。

町民各位の絶大なる御指導と御鞭撻を衷心よりお願い申し上げる次第でございます。折角の機会をえましたので遅まきではございますが年頭の御挨拶に併せて就任の御挨拶と致します。時節柄町民各位の御健康と御多幸を心からお祈り申しあげます。

つ議員としての経験も浅く、皆様方の御期待に副い得ることが出来るか自信がありませんが先輩各位と住民の皆様の御指導御協力を戴き、職務を遂行致したい所存であります。幸い中島町長は就任して三カ月余りですが、過去の体験を生かし、暮の定例議会に議員各位の協力の基に、町民福祉増進のため役場事務機構の改革に大きく一歩前進し発足したようであります。私共議会人は地域住民の代弁者としてまた当局の調査、協力機関として石炭合理化の嵐に今日迄堪忍んで来た皆様方に一日でも早く明るい生活が出来るよう、豊かな町作りのために町当局と緊密な連けいを保ち乍ら、世論の現状を把握し一歩一歩堅実に確実に、時代に即応しながら計画的、総合的な行政を通じて方城町再建に全能力を発揮したい所存であります。

町民各位の絶大なる御指導と御鞭撻を衷心よりお願い申し上げる次第でございます。折角の機会をえましたので遅まきではございますが年頭の御挨拶に併せて

御挨拶

明るい町政と健全財政の確立めざして！

皆様の絶大なる御協力のほどを

方城町長　中島義章

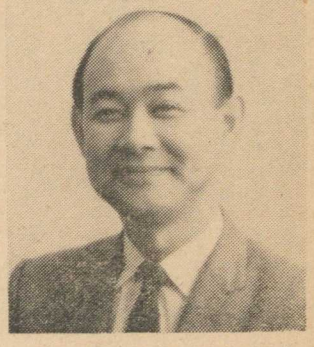

新春の御挨拶を申しあげます。

皆様の御家庭におかれましても、新しい希望に満ちた新春を迎えられたことと思います。

昨年は選挙の年で、町民の皆様方におかれましても何かとお忙しい年であったことと思います。特に、九月の町長選挙におきましては、多大の御迷惑をお掛けしましたが、不肖、私、皆様の絶大な御支持を得て当選の栄に浴さして戴きました。誠に失礼とは思いますが、紙面を借りまして、厚く御礼申し上げます。

就任以来三カ月余、若輩浅学の身に、その責任の重さを痛感致しております

今後とも御指導、御鞭撻の程宜しくお願い申しあげます。

私といたしましては、先ず何をおいても、明るい政治姿勢の確立、皆さんと向いあった行政態度の樹立、そして、皆さんが明朗に生活できる基盤づくりの推進を図る所存であります。

その手はじめとして、昨年十二月の町議会に、町行政の中枢ともいうべき役場の課制改正条例を提案し、満場一致の賛同を得ましたこれに基づき、早速財政確立と皆さんに対するサービスを考えた事務機構の改善を進めて参ります。

ちなみに、現在の町財政の一端を申しあげますと、積年、町内公共施設の整備建設のために生じた累積起債に依る町の借金が、約二億円、その年賦償還金が約二千万円、町税の年間収入が約二千万円、概算して皆様に納めていただく町税をすべて借入金の返済に充てている状態でありますが、このような財政上の窮状を一日も早く脱却して、町行政を強力に推進できるよう

町首脳部はいうに及ばず、一係員にいたるまで鋭意研究中であります。皆さんの御理解と御協力を切にお願い申しあげます。

次に、昭和四十三年の施策を概述いたしますと、先ず人口の町外流出を防ぎ、積極的に人口の増加を図らなければ町の発展は望み得ないのでありまして、この面から①公営住宅を約十五戸新設いたしたいと思います。これは、ほぼ同じ或はこれ以上の規模で毎年計画的に増築していく所存です②道路問題としましては、整備五カ年計画の初年度として、町内道路の舗装工事に着手いたします。③鉱害復旧事業としましては、町内九カ所実施する所存ですまた④救農土木事業としまして約一千一百万円の予算で実施すべく準備中で、これについては予算獲得の目安もついております。また⑤同和対策事業も積極的に推進して参りたいと思います。次に⑥国土調査事業があります。これは、皆さんには、耳新しい言葉と思いますが、簡述いたしますと土地の一筆調査のことであります。現在、皆さんが保有する土地は、明治初年に作られた土地台帳によって規制されており、現実の土地の状況が図面や字図にあわないのが実情で、これを更正するために行なう事業が国土調査であります。国の方針よりしましても、市町村の自治体が一度はやらねばならぬ調査です。これが実施につきましても、町民各位の御協力を切にお願いする次第であります。

冒頭に申し上げましたように、不肖、浅学非才の身です。全身に鞭打って奮励する所存ではありますが、未熟な点が多々あることと思います。何卒、御指導御助言の程お願い申しあげます。

新春にあたり、抱負の一端を申しあげて新年の御挨拶といたします。

議会だより

方城町議会の十二月定例会が昭和四十二年十二月十六日から二十五日迄の十日間の会期で町議事堂に於て開会されましたが、本会に於て審議された議案と議決内容を列挙すると次の通りであります。

一、議案第五十一号昭和四十二年度方城町一般会計歳入歳出補正予算について、補正額二三、四一七千円可決成立

二、議案第五十二号昭和四十二年度方城町国民健康保険事業費歳入歳出補正予算について、補正額二〇〇千円可決成立

三、議案第五十三号昭和四十二年度方城町立病院歳入歳出補正予算について、補正額七五千円可決成立

四、議案第五十四号昭和四十二年度方城町営水道事業歳入歳出補正予算について、補正額一四、二九五千円可決成立

五、議案第五十五号教育委員会委員任命について、音丸岩猿勉氏同意成立

六、議案第五十六号監査委員選任について、迫、太田正禧氏同意成立

七、議案第五十七号決算の認定について

(1)昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算

(2)昭和四十一年度国民健康保険事業費歳入歳出決算

(3)昭和四十一年度町立病院歳入歳出決算

(4)昭和四十一年度町営水道事業歳入歳出決算可決成立

八、議案第五十八号方城町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の制定について、可決成立

九、議案第五十九号方城町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例について、可決成立

十、議案第六十号方城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について可決成立

十一、議案第六十一号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、可決成立

十二、議案第六十二号方城町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、可決成立

十三、議案第六十三号損失補償契約締結に関する債務負担行為について、可決成立

十四、議案第六十四号専決第四号専決処分承認について、(鉱害賠償打切金採納について)否決

十五、議案第六十五号方城町伝染病棟の廃止について可決成立

十六、議案第六十六号方城町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

町長　給料月額

改正前一二四、〇〇〇円

改正後一〇五、〇〇〇円

一九、〇〇〇円減額

可決成立

十七、議案第六十七号方城町課制設置条例の改正について、七課制、可決成立

課制条例が改正されました

方城町課制設置条例が昨年十二月二十五日議会の議決を経まして次のように改正されましたのでおしらせします。

(改正)　(旧)

一、総務課　総務課

二、財政課(新設)——

三、税務課　税務課

四、住民課　厚生課

五、産業課　経済課

六、建設課　土木課

七、水道課　水道課

以上のように旧六課制であったのを財政課を新設し七課としました。このねらいは町の財政建てなおしのため専門的に取り組んで安定した町行政を推進したいために新設したものであります。

なお改正された各課の事務分掌(事務担当のふりわけ)は次表のとおりです。

機構及び事務

総務課	庶務係	文書係	
財政課	財政係	政度係	
税務課	賦課係	課税係	
住民課	住民係	厚生係(生活相談室)	
産業課	農林係	調査係	
	国土調査係	土地振興係	
	企画係(鉱害)		
建設課	建設係		
水道課	水道係		
収入役	収入役室	会計係	
議会	議会事務局		
教育長	教育委員会	学校教育係	
		社会教育係	
病院	病院事務局		
農業委員会	農地係		
町長	助役		

土木事業についてのお知らせ

昭和四十二年度土木事業は、災害復旧事業の長浦道路復旧工事、広谷地内の道路復旧工事、弁城新町地内の道路復旧工事の三カ所が道路災害復旧工事として近く着工致します。その外先般着工しました道路鉱害復旧工事は、古門高木橋線道路復旧工事、役場伊方橋線東区地内道路復旧工事、上弁城浄万寺線道路復旧工事が、それぞれ鉱害復旧工事として着工致して居ります工事施行に伴って、町民の皆様方に、大変な御不便と御迷惑をおかけ致して居りますが、御協力下さるようお願い致します。又農業施設の災害復旧事業で弁城新町地内、上の原農道復旧工事、クルス溜池グラウト工事、隠田第三溜池干害復旧工事、朝倉溜池グラウト工事がそれぞれ近日中に着工致します。以上の各工事は全部国、県の補助事業であります。その外本年度は干ばつが激しくこのため救農対策として、救農土木事業を計画しております。溜池浸渫工事や、水路改良工事等を近日中に着工すべく準備を進めております。

一般失業対策事業は、昨年九月一日より、上弁城地内の道路拡巾工事を施工中です。次に町内各路線の補修については、年末より路面補修を実施致しておりますが、近年車輌等の交通量が急増し、路面の損傷しく、これがためにも完全補修は、当年関係で、皆様方に大変御迷惑をかけ恐縮致しております。出来得る限り早急に補修して行きますので、宜敷くお願い申し上げます。次に将来計画として田川、直方バイパス線の路線が決定されれば、町道整備五カ年計画を立て、四十三年度より主幹道路から逐次整備して行きたいと思っておりますので、その節は又皆様方の御協力を願う次第であります

国土調査について

このたび、新しい耳慣れない言葉によって、今では全くあてにならなくなり、大切な土地の境界争いの原因ともなっています。

地籍調査は正しい測量によって、新しく地図と帳簿(地籍図と地籍簿)を作り皆さんの土地の正しい位置を立て、四十三年度より主字限図(あざきりず)」は明治の初めに地租をとりたてるための目的でできたもので、当時の測量技術の幼稚さと長い年月を経たため、

りの基礎として地籍調査が四十三年度より実施されることになりました。

この調査は、土地の国勢調査ともいうべきもので、国土調査の一つとして行われる大切な調査です。今まで皆さんの土地のもとになっていた「土地台帳」や「形、地番、地目、面積を明らかにするための調査なのです。

これができますと、区画整理をはじめ土地改良事業や、土木事業など、いろいろの建設事業の計画を立てたり、作業をしたりするのにも大変役立つとともに大切な土地を護ることができるのです。

回覧文書について

衛生係よりお願いします

予防接種、生ワク投与等の実施予定日割当のため地区別駐在員さんに回覧文書を以って大変御迷惑をおかけしておりますが、各戸毎に回覧されるのが、ある個所でストップされ実施日過ぎに皆さんが知る状態にありますので、円滑に回覧下さるようお願い致します。

年金に理解と協力を!!

年金はあなた自身のため

新春を迎えて、まずあけましておめでとうございます。

さて国民年金も、ようやく実現した夫婦一万円年金の財政的裏付けである保険料の大幅値上げにもかかわらず、順調に検認成績が向上してきた。これは加入者の一人一人が、国民年金制度の内容を認識されてきたことと、納付組織の責任者の方々の献身的な努力と絶大なる協力による結晶であり、心から敬意を表します。

わが国の年金制度は、皆年金時代を迎え着実に成長し、厚生年金・国民年金ともに「一万円年金」の給付水準の目的を達成した。

厚生年金は受給者一人の年金で、奥さんも生活するので、一方、国民年金はめいめいが受給するので、給付水準としてのレベルは同じというわけである。

しかしながら、わが国の近来における経済成長はめざましく、昭和三十七年を一〇〇とする賃金指数・消費水準（名目）は、昭和四十一年にはいずれも一五〇に達している。こうした状況では、一万円年金という給付水準も、今後の生活水準等の伸びを考慮に入れれば、必ずしも十分ではなくなっている。

一方、今後わが国における人口の老令化傾向は極めて著しいものがあり、現在六十五才以上の老令者が人口一〇〇人に六人であるのに対し、昭和六十五年には一一人、九十年にはなんと二〇人と未だかつていかなる先進国も経験したことのない数に達するものと見こまれ、それだけに、老後の所得保障充実の必要性は年々高まるものと考えられる。

ところが現在わが国の年金給付費の国民所得に対する割合は〇・三%であり、西独の八・一%、スウェーデンでは四・五%というように大きな開きがある状況である。

またさらに内部的に、わが国の公的年金の所管省庁は十をこえており、めいめいに給付の改善を行なっている現状であり、国民皆年金とはいうものの各制度間に大きなアンバランスが生じ、その効果も減少している。こうしたことから、さる六月、社会保障制度審議会は、給付等の調整等について、政府が責任をもって行なうよう申入れている。

以上の状況から、年金制度の充実或は制度間の不均衡是正は必然的であり、厚生省では、昭和四十四年五月の厚生年金の財政再計算も目前であり、生活水準に見合った改善が予定されているが、国民年金についても、これに見合う改善を図らなければならない。したがって、両制度に共通する問題として改善内容を固める必要があると発表されたが、今後、審議会で取り上げられる問題は

①給付水準の改善②生活水準等の変動に応じる給付のあり方（いわゆるスライド制）③国民年金への所得比例制の導入（農民年金問題と関連）④皆年金体制実施当時すでに高令であった者への年金による保護の充実などが課題とされている。

なお、次期財政再計算についても国民年金の場合、二年繰り上げて改善を図りたいという、この構想には自他ともに大賛成であり、現在をみんなで築いている努力が、ほんとうに結実するよう、特に強く標榜して止まない。

保険料の納付は

拠出制年金においては、年金給付に要する費用にあてるため、加入者から一定の保険料を納めてもらうことになっていますが、保険料の額は二十才から三十五才になる月前までは月額二百円、三十五以上は二百五十円です。

保険料の納期限は、一月から三月分をその年の四月末日まで、四月から六月分を七月末日まで、七月から九月分を十月末日まで、十月から十二月分を翌年一月末日までに納付することになっています。

老令年金を受けるには

ところで国民年金の最後の目的はなんといっても老令年金を受給するということです。老令年金の受給資格は、加入してから六十才になるまでの間、通常二十五年以上保険料を納めるか免除された人が六十五才になったときから受ける年金です。

しかし国民年金は、昭和三十六年から発足した関係から、そのときにある程度の年令に達している方については、二十五年の期間を満たすことができないため年令に応じて期間が短縮されていますが、とくに、昭和六年四月一日以前に生まれた人は、保険料を納められる六十才までの期間に余裕がまったくありません。したがって、加入はしているが、保険料を納め忘れている人、或は当然加入しなければならない人で、いまだに加入の手続きをしていない人は、一日も早く加入の手続きをすまして、保険料をさかのぼって納め、一カ月でも未納期間がないようにすることが大切です。

加入手続きをしないで放置しておきますと、将来、老令年金を受給できる貴重な権利を失することだけでなく、国民皆年金時代から取り残されることになります。自分自身の将来のために、受給資格を確保していただきたいものです。

拠出年金の給付は

拠出制国民年金の給付は保険料を納めているか、保険料を免除された加入者が年老いたり、万一の事故により廃疾になったり、ご主人が死亡され十八才未満の子供がある場合などに、老令、障害、母子の各年金が支給されます。それ以外にも被保険者が途中で死亡されたときは、三年以上保険料を納めている場合に保険料の納付期間に応じ、死亡一時金が支給されます。

納付組織を育てよう

お互いみんなの協力で

国民年金の保険料は、毎月自分で納めるのがたてまえですが、一人一人が月々役場に行って納めることはたいへんなことであり、またつい忘れたりしてどうしても怠りがちになります。そこで各人が思い思いにバラバラ納めるよりも、お互に話し合って共同で納めるようにすれば、手数もはぶけて、たいへん便利になり忘れることもなくなります。このような方法が納付組織です。

納付組織は被保険者が、保険料を納めやすくするためでもありますが、被保険者と市町村、県、国をむすぶパイプとして大切な役目を持っています。納付組織を地域ぐるみで育てることは㈠被保険者が市町村役場まであわざわざ出かけなくてよい㈡毎月納めるので掛け金がかさばらず負担が苦にならない㈢組織で集金するから掛け忘れがない㈣役場と連絡がとれるから国民年金のことがよくわかる㈤集金手数料が貰えるのでいろんなことに役に立つといった利点があります。

老令年金を繰上げ請求するといくら減額されるか

国民年金では、保険料納付済期間、保険料免除期間またはその合算した期間が二十五年以上ある者が六五才に達したときに老令年金が支給されることになっています。しかし昭和三十六年四月一日で、すでに一定の年令に達している人（昭和五年四月一日以前に生まれた者）は、この二十五年という期間がそれぞれその年令に応じて二十四年から六四才未満のときは八割、六三才以上六四才未満のときは七割二分、六三才以上六五才未満のときは八割九分の率を乗じた額が支給されることになっています。

この繰上げ請求によっていったん減額された年金額をうけますと、その年金額は死亡するまで同一の額となります。

この繰上げ支給の請求は請求権の変更であって、将来にむかってのみ効果を有するものですから、過去に支給されるものであり、その年金額は保険料を掛けた期間に応じて算定されますので、一年でも長く加入した方が老後の生活に役立つわけであります。

しかもこの加入期間は、将来会社や官庁に就職し、厚生年金や共済組合に加入するようになっても相互に通算されますので決して無駄にはならず、老後のことを思えば、やはり、国民年金に加入し保険料を納めることがなによりも大切であります。

通算老令（退職）年金は国民年金では六十五才から他の制度では六十才から支給され、年金額は老令年金の計算方法に準じて算定されます。

※通算年金についての詳しいことは市町村役場の国民年金係へお尋ねください

（次頁につづく）

年金制度のかけ橋

通算年金制度のあらまし

私たちの生活状態は、戦後の社会情勢の推移経済変動の影響をうけて、きわめて困難なものがあり、このため老後の生活保障を行なう年金の確立が望まれ、これまでごく普通のことだったのです。これは他の制度にかわったときには各制度相互に関連がないためでした。そこで、国民年金制度が確立したのを機会に、これら掛け金の無駄がないよう、すべての年金制度に加入していた期間を、をじゅずつなぎにして、すべての人に、老後の生活のささえとなる年金を支給する通算年金の制度が生まれたのであります。

通算年金は、さしあたり国民年金の任意加入対象者とされ、その期間は国民年金に加入しなくとも通算の対象期間に算入することになっていますが、それのみでは実際には通算老令年金は支給されていません。国民年金に加入してはじめて年金が支給されるものであり、その年金額は保険料を掛けた期間に応じて算定されますので、一年でも長く加入した方が老後の生活に役立つわけであります。

しかもこの加入期間は、将来会社や官庁に就職し、厚生年金や共済組合に加入するようになっても相互に通算されますので決して無駄にはならず、老後のことを思えば、やはり、国民年金に加入し保険料を納めることがなによりも大切であります。

通算老令（退職）年金は国民年金では六十五才から他の制度では六十才から支給され、年金額は老令年金の計算方法に準じて算定されます。

※通算年金についての詳しいことは市町村役場の国民年金係へお尋ねください

（次頁につづく）

通算対象期間の見方

通算される公的年金制度	通算対象期間 加入期間	通算対象期間 要件
国民年金	合算して1年以上（1年未満の期間が何回あっても合算して1年以上あればよい）	○保険料の納付済期間と免除期間は合算されいわゆるサボリ期間は通算されない。
厚生年金	合算して1年以上（坑内夫は実期間を3分の4倍）	○加入期間のみ通算 ○脱退手当金受給期間は通算しない。 ○昭和36.4.1以前の期間は、同日以後国民年金をはじめ公的年金に加入したときは通算される。
船員保険	合算して実期間1年以上（期間計算のときに3分の4倍）	
国家公務員共済組合 公共企業等体職員共済組合 地方公務員等共済組合	1年以上（1年未満の期間が何回あっても合算しない）	○昭和36.4.1前に退職した期間は通算されない。
農林漁業団体職員共済組合	1年以上（昭和36.4.1～昭和39.6.22退職した人と昭和39.6.23前から引きつづき組合員であった人は、6ケ月以上）	
私立学校教職員共済組合	1年以上（昭和36.4.1～昭和36.12.31退職した人と昭和37.1.1前から引きつづき組合員であった人は、6ケ月以上）	
どの制度にも加入しなかった期間で通算する場合	合算して1年以上	○昭和36.4.1以後の20才～59才までの国民年金任意加入対象期間についてのみ
備考	上にかかげた期間の1年や6ケ月に満たない期間は通算せずこの期間をこえていれば1年未満のはんぱな月も合算される。	

福祉年金に福音

昭和四十三年一月より一万九千二百円に

福祉年金の改善を中心とする国民年金法の一部改正は、第五五特別国会の最終日である七月二十一日に成立しました。今回の改正は昨年の拠出制年金を中心とした大幅な改正により「夫婦あわせて一万円年金」の実現をみましたが、老令者障害者、母子世帯等の福祉年金をより充実をはかる必要性から今年も改正され、福祉年金額は三年連続引き上げられたことになり、受給権者にとってうれしい年中行事となりました。

改正された国民年金の内容は次のとおりです。

◎福祉年金額の引き上げ

老令福祉年金―一万八千円を**一万九千二百円**に（月額百円増）障害福祉年金―二万六千四百円を**三万円**に（月額三百円増）母子（準母子）福祉年金―二万四百円を**二万四千円**に（月額三百円増）

◎所得制限の緩和

本人所得については、二十四万を**二十六万円**に引き上げる。配偶者、扶養義務者については、六人家族の場合**六十七万円**に引き上げる。

◎公的年金との併給限度額の引き上げ

公務扶助料遺族年金等の戦争公務による公的年金を受けている者が福祉年金を受けられる限度額の十万二千五百円を**十二万九千五百円**に引き上げる。

◎その他

拠出制の障害年金、母子年金の受給者が労働者災害補償保険法による障害補償遺族補償を受けているため六年間の支給停止が行なわれている場合は、本年八月から支給停止を**解除**して、三分の二に相当する額を支給する。

◎実施時期

年金額の引き上げは、昭和四十三年一月分から、福祉年金の所得制限の緩和は昭和四十二年五月分から労働者災害補償法関係による支給停止の解除は、昭和四十二年七月二十九日からそれぞれ実施されています。

このように福祉年金も年々改善され充実しておりますので受給資格のある人でまだ裁定請求をしていない人は一日も早く役場に相談のうえ請求して下さい。

国年のことば

▽百八つの煩悩をとりのぞくという除夜の鐘とともに一九六七年に別れをつげ、明けて一九六八年である。エトでいえばサル年であるひっかかれたり、愛する人に去られるのはいただけないが、十大ニュースが暗いことがらで埋まるような年はねがいさげたい。およそ平和で、ゆたかな年金による長期計画でもたてられるような時代のほんとうの幕あけの年となってほしい。それが町民のこころというものであろう。

▽一月十五日は年中行事の成人の日である。各地で成人式が行なわれる成人の日に、晴れ着を着る人にとっても、また特別なよい衣裳に縁のない若者にとっても二十才の蓄積と能力や意欲がお世辞でなく、日本をささえる一支柱であると居直っておきたい。君は成人式にもでず、よい服もないが君の二十才は中味が豊富に実りつつあるという若い人もある。君もことしは、ぜひともすすんで国民年金に入りなさい。こういう制度のしくみのよさや、こわさも知ってほしいといいたい君が、自分を年金制度にPRし、売りこむ年だ、と自覚させたい。

住民基本台帳

さる七月二十五日に成立した住民基本台帳法は、昨年十一月十日より実施されました。そこで住民基本台帳とはどういうものかを簡単に紹介します。

※住民基本台帳制度とは

わたしたちが住所を変えた場合、いままでは市町村役場内のそれぞれ違った窓口に届け出ていた住民登録国民年金、国民健康保険、配給登録、選挙人名簿などの異動に関する届出を、一つの窓口に届出ればすべての届出がすむように簡素化を図り、これにより、住民の利便を増進し、合わせて行政の合理化を図ろうとするものです。

このことにより届出用紙も、住民異動届一枚でよいことになり、また係別で備えつけられた諸帳簿のうちで、住民行政の基礎となる事項は、統一して住民票に登載されることになっています。

しかし国民年金の受給請求や保険料の納付、死亡一時金の請求、福祉年金に関する届出などは、いままでどおり国民年金の窓口で行なうことになっていますので、お間違いのないようにお願いします。

税金は、私が今更いうまでもなく、国や町などの台所を賄う重要な財源であります。平素から住民の皆さん方から納めて戴いている税金はどのように使われているかは皆さん方已に御承知のところでありますので日本が何時頃からどのような方法で税金を取りたてていたかを約三回にわたり本紙に掲載し、税金に対する親しみと御理解を尚一層深めて戴ければ幸いと存じます。

（葛原）

税金シリーズ（第一回）

昔の土地評価

（第一回）

江戸時代以前

飛鳥時代から安土桃山時代までの地租

飛鳥時代（大化、大宝）の昔から明治の始めまでの千数百年間の税制は、終始一貫地租の歴史である。

地租は当時においては、唯一の税金であるといってよく、この地租が当時の国の収入の最重要部分を占めていたものである。

日本は御承知のように、くから農を本として政治に行ってきたので政治に要する財源は皆農民が負担していたのである。

大化の年間においては、土地は、神田、御料田、位田、職田、功田、賜田、荘園、公廨田、公田というように分れていた。これらの種々分類されている田はそれぞれその目的に従って次のように使い途が分かれていた。

1 神田、大神宮、熱田神宮の頒分などで、つまり神様に納めるための土地

2 御料田、宮廷の経費にあてるためのもの。

3 位田、高貴の方が位に叙せられたときに戴く土地。

4 職田、今でいう公務員の給料を支払うためのもの。

税の歴史的変遷について〈その一〉

うと、人民に土地を与えてこれを小作せしめて地租を納めさせるというやり方であったようである。したがって、当時は、小作料と地租をあわせて取りたてていたのであろう。この時代から、しばらく経て、**租庸調**という税制がたてられた。

この税制の租というのは収穫高のうち一定割合を宮に納める方法であり、庸と

がかさんできたので、相当苛酷な課税が行なわれたようである。

下って、豊臣氏に至って文禄年間から慶長年間までの間に、全国の土地を検地した（これを大閤検地という）。つまり、土地を測量して、今でいう土地課税台帳のようなものを作った。

この検地のやり方はどうであったかというと、検地

の尺度は**六尺三寸四方**を以て**一歩**とし、三〇〇歩をもって**一反**とし、まず下役人が前もって村え行って見取図を作成し、これによって各筆の大小および形状等を比較した後、竿も入れて測量した。

これに要した日数は一ケ村で三〇日ないし五〇日程度を要したようである。それから仕上げ検地を行なうのであるが、このときは、検地奉行、竿奉行、縄奉行目付等が臨検して前に下役人が調べたものの当否を定めたのである。この検地帳に記載した事項は、字、反別および石高（収穫高）で反別は上田、中田、下田の三段階に分けて記載されておって、上田というのは村内のよいところを選んだもので、その石高は一石五斗とし、中田は一石三斗ないし一石一斗、下田は九斗ないし七斗と定められた。この石高は現在の反当収穫量と比較すると非常な開きがある。

（つづく）

寄贈

一、故飯塚マチ子氏の香典返しとして飯塚正一氏より

このたび、右の方より当町学童厚生会に過分の寄贈を賜りました。

茲にその御逝去をいたみ謹んで哀悼の意を表しますと共に御香典の贈与を賜りました皆様方に厚く御礼申しあげます。

なお寄贈を賜りましたお金は学童厚生会基金として有意義に使わしていただきます。

昭和四十三年一月三十一日

方城町学童厚生会

12月末現在

住民登録人口

男	3952	人
女	4254	人
計	8206	人
世帯数	2114	戸

引揚者に対する特別交付金請求についてお知らせ

この法律は昭和四十二年八月一日より発足で、引揚者及びその遺族に対する特別交付金であります。外地に生活の本拠を一年以上もっていた人が終戦等のやむを得ない理由により本邦に引揚げることとなったために在外財産のみならず、生活利益その他生活に根ざす、すべてのものを失った打撃に報いる趣旨で支給されるものです。

年齢　「引揚時」

二十五歳以上三十五歳未満　五万円

二十歳以上二十五歳未満　三万円

二十歳未満　二万円

二十五歳以上三十五歳未満　七万円

二十歳以上二十五歳未満　三万五千円

二十歳以上二十五歳未満　二万一千円

二十歳未満　一万四千円

前項の場合において、外地に八年以上生活の本拠を有していた死亡者の遺族に支給する特別交付金の額は七千円を加算されます。

以上のとおりで手続を済ませていない方は役場厚生課社会係窓口までお出で下さい。時効は昭和四十五年三月三十一日となっておりますので早目に手続して下さい。

納税について

お願い

※税に対する理解を深めていただき、明るい住みよい町づくりに協力してください。

※税はいろいろな法律規則によって執行されますので申告や届出、納税等は規定に従ってして下さい。

※**税についての疑義**、不明な点その他どんなことでも結構ですからお気軽に相談して下さい。

税務課

納税者の皆様方へ

税金の申告納税につきましては、日頃からご協力をいただき感謝しております。本年もまた、所得税、個人事業税、個人住民税の申告の時期となりました。申告の要領につきましては、昨年と同様でありますが次のことに留意されてご協力ください。

一　所得税、個人事業税

個人住民税の申告期限はすべて**三月十五日**になっています。

二　所得税の確定申告書を提出しなければならない人は、個人事業税個人住民税の申告事項もあわせて申告することになっており、確定申告書の「事業税」「住民税」の欄で該当する事項があれば、必ず記載してください。記載事項について、不明なことがあれば財務事務所または町の係員にお尋ねください。

三　所得税の確定申告書を提出しなくてよい人は、個人事業税の申告書を財務事務所へ、また個人住民税の申告書は町にそれぞれ提出してください。

田川税務署

田川財務事務所

方城町

献血

田川地区方城町支部献血協議会が結成されました

の午前十時より午後三時まで田川市立病院玄関前で採血しておりますので、方城町で準備が出来るまで当分の間は田川までお出かけ下さい。その他献血についての御相談は方城町役場厚生課社会係窓口までお出で下さい。

町民の皆様御承知の様に最近特に交通事故その他により輸血の血液が間にあわず尊い生命を落している例が沢山あります。方城町も他町村より先駆して献血協議会を結成致しましたので御利用下さい。返血、一般献血をなさる際は**毎週木曜日**

電話の申込みは早目に

金田電報電話局では、今年十一月を目途に電話の自動化工事を進めています。自動化と同時に**金田町（神崎、上金田）方城町（伊方弁城区）**の殆んどの地区を電話普通区域に編入する計画であります。

神崎、上金田、伊方、弁城地区では、今まで電話をつける際多額の工事費を各自負担しなければならなかったが、今後はこの特別負担費は免除されます。

局では、今申込んだ分は十一月の自動化と同時に電話の架設ができる見込みだといっていますが、工事の都合上、電話の欲しい人は、出来るだけ早く電話局の窓口で直接本人が申込みの手続きをするよう希望しています。

四十三年一月

昭和42年度子供会支部対抗駅伝大会

町民各位のご声援を感謝します

優勝は犬星六区子供会

去る一月二十一日、恒例の方城町子供会支部対抗駅伝大会が、みぞれ降るはだ寒い中、十六チームの参加を得て開催され、午前十時三十分役場研修所前を一斉にスタートし、町内九区間十五粁のコースを各チーム九人の選手によって接戦が演じられました。結局、犬星六区チームが追いすがる二位以下のチームを振り払い僅少差をもって優勝を飾りました。

今年は、風邪が流行し、田川郡内の各学校では、臨時休校や学級閉鎖が引き続いている最中、当町の学童生徒は寒さも風邪も物ともせず、駅伝に参加したことは心強い限りでした。

また、競走においては、交通規則や注意をよく守り整然と行なわれたことは、当町学童生徒のプレー精神の高さを示すものとして、まことに立派でした。

また、この大会に事故者が一人もなく終了し得ましたことは、大会役員の方はいうに及ばず、この大会を盛りあげてくださった町民各位の声援の賜ものと厚く感謝致しております。

今後とも、青少年の育成行事にご協力くださるようお願いします。

なお入賞チームは次の通りです。

優勝　犬星六区子供会

二位　八幡町子供会

三位　後谷子供会

四位　野添子供会

五位　新門上子供会

六位　春田子供会

方城町子供会育成連絡協議会、方城町教育委員会

景風伝駅

昭和43年度（下田川）

消防出初式が挙行されました

昭和四十三年一月七日午前九時三〇分から、昭和四十三年度下田川四ヵ町連合消防出初式が糸田町立中学校々庭において挙行されました。

この式典にあたり、次のとおり表彰をうけた。

1 県知事表彰
　方城町消防団
2 県知事感謝状
　杉　一郎
　東　区
3 県消防協会表彰
一 表彰旗
　方城町消防団
二 優良消防団員表彰
　池永吉春　中古門
　葛原幸美　浄万寺
　大門　巌　八幡町
　鹿畑　勇　野　添
　石田秋徳　東古門
三 永年勤続表彰
(1) 二十年勤続表彰
　池本広瀬　新　門
　鈴木政義　新　門
(2) 十五年勤続表彰
　亀井秀雄　中古門
(3) 十年勤続表彰
　永末保美　上弁城
　中山久信　奥ヶ畑
　中村政春　久　六
　桑野　明　前　村
　安田　勉　後　谷
　勝木英治　新　門
　中川義光　新　門
　高津　誠　広　谷
(4) 郡消防支部長表彰
　杉原安男　後　谷
(5) 優良団員町長表彰
　山崎光雄　中古門
　水上常治　西古門
　竹下一弘　中古門
　石田利文　東古門
　永末保美　上弁城
　久富貞信　久　六
　葛原勝利　浄万寺
　稲富孝則　迫
　桑野　明　前　村
　高橋敏春　八幡町
　永岡清正　山ノ手
　佃　誠　野　添
　池本広瀬　新　門
　倉石菊男　新　門
　高津　誠　広　谷

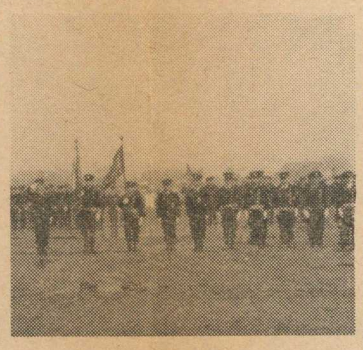

育英資金の申込について お知らせします

昭和四十三年度育英資金の申込を二月二十九日に〆切りますので希望者の方は早目に申し込んで下さい。

申込用紙は教育委員会及び方城中学校にあります。

受付は教育委員会でいたします。

方城町教育委員会

庄屋記録に見る 英彦山勤皇僧事件

徳川十五代の治政も末期、世はあげて勤皇佐幕の両派に分れ喧々ごう〳〵、このとき幕府は長州を討ちて権威と生命を維持せんと図ったが威令旧の如く行われずしてかえって侮りを招く結果に終り、勤皇の大藩薩長はほしいままに行いて眼中に幕府なしと云った維新前夜、当時長州と隣り合った小倉藩は徳川幕府の九州に於ける御目付役の職責上、当然なことながら是れは佐幕一辺倒であった。従ってこれを憎む長州は密使を英彦山に派して小倉征伐の密約を謀った。英彦山はもともと勤皇絶対主義の蕩地だけにOK、長州の小倉侵攻に呼応、背後より小倉城を突かんとの密約が成った。後幾ばくもなく此の事を知った小倉藩は即刻隊長二木求馬に大砲三門、藩士二十人、人足二百五十余人を従えさせ英彦山討伐を命じた時文久三年十一月六日であった。そして十日出動、嶮しい山道を降りしきる積雪をついて各所をセンサク、遂に同志の密約書を手に入れ、勤皇僧十一人を逮捕し小倉に連行、座主の教有も同二十日に小倉に連行された。この僧は座主を除きその殆んどは小倉城自爆の際藩士によって殺され、悲惨な最後を遂げた。しかし遺文に見るその信念、操節の山に相成候間直様添田九右衛門殿方え参り同人に対面致し候て承り候処、京徳坊と申す役僧より知らせ参り候得共慥え義見請候迄は小倉表に註進も如何敷候趣御加した。以下は当時の庄屋郡様御名代田中作左衛門殿申され候趣、田川郡農兵えの抄録である。

清高さは後人をして襟を正さしむるものがある。このとき方城よりも農兵として七、八名この騒動に参候。桑野庄三郎氏が残した記録

彦山浪人征伐、文久三年十一月九日に下拙が交代に参り候処、夜前浪人躰の者六拾人計り登山致し候趣を下今任にて承り夫より拙者は当村、瀬三郎、治右衛門両人召連れて中村千左衛門方寄候得共御同人最早登り候長谷川昌左衛門只今は残らず馳参り候様申付置候由申され候、御同家え近所の農兵馳付候者段々有之候、夫より拙者は上津野店屋坂と申処え罷、上野、伊田、三手永固ニ付右両人召連て罷出候処、当手永より藩士によって殺され、悲惨な最後を遂げた。しかし遺え立寄候得共御同人最早登参り候長谷川昌左衛門只今彦山より引取り咄承り候処拙者共も矢張固めに相詰申候、大砲三丁其外騎馬参り申候、郡中上を下えと騒動仕候、拙者は九日出陣十三日仙道え同固引払御用捨仰付られ候間引取申候（以下略）

彦山より引取り咄承り候処六拾計りの浪人壱人参り候趣の誤りて言語道断大騒動にて恐入申候。夫より拙者共三人は同村仁市郎と申者方え止宿致し翌朝店屋坂新七と申者方え三人連にて参り交代し申候、十一月十日夜相滞り十一日夜落合仙道の固めえ参り候様又々飛脚参り候間杉場馬の方の山越大難渋、雪積松明も消山々谷々を越え漸く人家に取付案内を取、仙道着之処又々汐井川固え参り候様宮崎甚三郎より申参候間拙者立腹致し甚三郎を呵付申候、同十日小倉表より二木求馬様大将にて軍勢弐百人斗り御出陣に相成同夜彦山え御登に相成候て直ちに出陣、大坊計召捕に相成其夜小倉の方へ召連に相成、大将滞陣

彦山騒動には田川郡農兵全部が召集を受け警備に当った。この庄屋も十一月九日に彦山に行き同十三日に一応帰され又十八日に彦山警備を命ぜられて居る。文中漢文調で読みにくい所もあるが六十ばかりの浪人一人山に登ったのをどうした誤りか、浪人六拾人山に登ったと伝えられて大騒動した有様が文面に躍如として面白い。

× × ×

十月以降医師の欠員により皆様に大変御不自由をおかけしておりましたが、この度鹿児島市出身の吉永国満先生が当病院に赴任されて十二月中旬より内科、小児科の診療を担当致しております。先生は九州大学医学部を卒業され、国立福岡中央病院に於て実地修練後、九大医学部第一内科室に入局されていましたが、この度方城町の要請により就任されたものであります。今後、当町に永住され、医療行政にたずさわることになっておりますので、宜しく御協力をお願い致します

新任医師を紹介します

戸籍手数料が改正されました

昨年暮に政令の一部改正によりまして、戸籍の手数料が去る一月一日より変りました。戸籍、除籍の謄本又は抄本について、一枚四十円でしたのが五十円に、又は、戸籍簿、除籍簿の閲覧については、一回四十円でしたのが、一戸籍、又は一除籍につき五十円と改められましたので、謄抄本の請求及び戸除籍の閲覧についての手数料納付に間違いのない様お知らせいたします

新刊書を紹介します

町立図書館に左の図書が入りました。之は殆んど小説ばかりのようですが今後は教育、歴史、社会、宗教、文学等各面にわたりすぐれた良書を揃えていきたいと思いますのでどし〳〵御利用下さい。

図書係

書名	著者
日本文化史大系	山手樹一郎
小学館一巻より	有馬頼義
十一巻迄（縄文	梶山季之
弥生時代より明	夏の流れ
治時代編迄）	丸山健二
貴三郎一代	桧十三郎捕物帳
恋天狗	島田一男
凍てる庭	水上　勉
葦の浮船	松本清張
北の詩人	松本清張
奇病連盟	北　杜夫
十三角関係	山田風太郎
女と刀	中村きい子
炎の女	高木彬光
ある秘書官の死	梶山季之
訓	筑紫ものがたり
イージ・ホワイト	朝日新聞社
サインズ・オクザータイム	福音社
ス一年分	
レジャーマック	人文社
観光と旅	人文社
うつろ船伝奇	池沢伸介
田舎、炭坑、部落	杉浦明平

方城町に於ける 古代からの年中行事（その2）

〃さなぶり〃

部落の田植が終ったときに行う農家の一斉休日である。赤飯などたいて祝う。青年など外を出歩く娘さんに水鉄砲で水をかけたりした。殊に新郎新婦がねらわれた。

〃おこもり〃

氏神様え田植が無事終ったことの報告をかねて御礼のおこもり、此の日各戸はごちそうをつめたお弁当持参、社前で酒食を芸にする。

七月

〃七夕〃

牽牛、織女の二つの星祭りの行事である。六日の朝早く起きて芋の葉、蓮の葉などの露を硯に受けて、色紙を短冊型にきりこれに願いごとの文字を書いて笹竹につるし、又別に「七夕に奉る、天の川を渡る」など大書して吊し、芸能の上達を祈り翌日はそれを川に流した家庭でも米飯にトーフ汁位のごちそうをして祝った。

〃すがわら祭り〃

これは虫寄せでさねもり送りともいう。弁城、畑地区で行われた。弁城では竹棒の光のタイ松に火をつけてかつぎ「さねもりや、ごじんざ、こんかむしわ、おともせ、あとふきさかえた」と唱え鐘笛、太鼓等もにぎにぎしく、御座を出発点とし、野地、浄万寺、久六、春田を経て迫に至り、川浜で水に流し子供相撲をして解散した。尚この行列の前に地域内七ヵ所の水神様で俗に「七畝祭」といって水神祭が行われた七瀬とは、弁財天、御座の川、獅子場、葛原、迫観音堂前、ならもと、おもじろの七ヵ所をいった尚畑でも、すがわらの前に七畝祭りが行われた。

〃お盆〃

七月十三日から十六日はお盆。お経をあげて祖のお供養をし、お墓清掃して家族全員お詣する。他国に行っている兄弟や子供達も帰郷して祖先の位牌参り、墓参りをするのは全国一般の風習である。殊に初盆の家は新霊を迎えて初盆供養の法要をする。十三日晩から十五日迄は青年男女が中心に初盆の家を廻って夜ふけ迄盆踊りをする。之は解放された年一回の踊りだけに子供や青年達にとって年中最大の楽しみであった。お盆がすんでも仕事が手につかないことが多く俗に「盆狐がついた」とも云われた。

現在は新暦の八月に行われているが、出雲においての神々が十月三十日お帰りになると云うので、青年や子供達が境内に集まり、夜どおし焚火をし鐘太鼓をたゝきながら神様をお迎えした。尚このかんまちの菓物、野菜などは他人の畠のものをだまってとってもよいことになっていた。

十一月

〃三夜さま〃

十一月二十三日の行事。之は大師講即ち弘法大師のお祭りと云われ、本来は二十三日の夜忌籠りをすることにあったが、後には月々の二十三夜を拝むと立身出世するなどと云って三夜講が行われた

十二月

〃なたなげ〃

十二月十三日下男下女の奉公人が一年間のつとめを終り、ひまをとって親もとに帰るうれしい日である。言葉の意味は作業に必要な鉈にももう用事がなくなったと云うことであろう。

尚この日、正月を迎えるために神棚をはじめ家の中の煤払いをした。

〃歳暮　餅つき〃

年の暮にする贈答を歳暮と呼ぶが従来お世話になった家や、親に心をこめた諸品を贈って謝礼した殊に新婚の花嫁の里親には大きな年餅一重ねに大ぶり等を添え歳暮した。尚暮の二十七、八日頃になるとどの家庭もいっせいに正月用のお餅つきがはじまる。ボタ餅を含めてであるが、少くて一俵家族の多い家では二俵位の餅をつく家も多かった

〃大みそか〃

もとは金銭の貸借を清算したり、商家は掛売代金を取り集めたりした。とにかくすべての家が年中の仕事のしめくくりを完了し、お正月の飾りをすませ、運そばを食べ、除夜の鐘をきいて床についた。

（方城町誌稿本から、以上でこの項終ります）

〃千燈明〃

お盆の十七日青年や子供達が村の観音様、地蔵尊八幡様に集り瓦や焼物の割れたのに油を入れ、燈じみであかりをともし千燈を供えて願成就相撲などに興じた。この日子供達は各家庭を廻り米、野菜、キリ銭を集め豆飯をたいてごちそうし、部落の人にも出して祝った。

〃二十六やま〃

七月二十六日の夜、青年達が夜どおし外に居てお月様を見守って酒を飲み歌をうたって過した。又青年男女による踊りや芝居なども行われた。

〃八月〃

〃いも名月〃

八月十五日は豆名月とも云った。十五夜、或は月見というのは全国的に行われている。月見団子を作り芒の穂を添えるが、この晩はよその野菜等をとってもやかましくいわれなかったので、いもを堀っていがいて食べたりしたことからこの名がある。

〃だまつり〃

之は牛馬の安全祈願のための祭りである。畑、伊方、弁城とも旧八月十五六日頃瀬成堂又は神社境内で盛大な奉納相撲を、この日は各地の力士が集り賑った。

九月

〃おくんち〃

氏神の祭りである。普通旧暦九月九日のことをおくんちというのが全国的ならわしであるが、しかし九月十九日又は二十九日に行われている地方もあり一定していない。

方城では現在弁城が十月十日、十一日、伊方が十月十八、九日に行っている。この日は遠近の親族が往き来して餅や濁酒や手作りの料理を共に楽しむ習わしであるが、現在は以前ほど盛んではない

十月

〃いの子〃

十月に亥の子という日があって、この日子供達が塩俵等に石をつめた「亥の子槌」を作り、夜に一団となって新嫁、初子のあった家等を廻り「今夜のいの子祝わんものは鬼うめ、蛇うめ」と唱えながら亥の子槌をついて廻った。各家庭では子供達に餅や菓物などを与えた又家庭では亥の子餅をついて神仏に供え、家中で楽しく食事に供した。この餅を食べると萬厄を除くと云い、猪の子のように子供が沢山うまれて家が繁昌するとも云われた二番亥の子、三番亥の子までであった。

〃かんまち〃

十月は全国の神々が出雲に集まり、どこの神様も御不在になるので十月を神無月というのだと云わ